

景観形成事業を どうとらえるか

良好な
景観形成を
目指して



にしむら
西村 幸夫
ゆきお

東京大学大学院工学系
研究科・工学部教授

景観形成事業推進費とは

平成16年度の予算編成の中で、景観形成事業推進費200億円が計上されることになった。観光立国を後押しし、よりよい景観形成を推進するための景観法の成立をにらみながら、景観整備に資する公共事業を推進するための経費として認められたようである。事業の実施は16年度となるため、一般論として景観形成推進を公共事業としてどのように進めていけばいいのかに関して述べてみたい。

まず、今回の事業費は対象として景観整備に関して公的に位置づけられている地域を対象としているようで、具体的には国会で審議中の景観法案において提案されている法定の景観計画に位置づけられた事業で、同法によって定められる景観計画地域または景観地区、もしくはその他の法律によって景観の保

全または形成が図られることが定められている地区（たとえば風致地区など）において実施される、良好な景観形成に資する奨励すべき事業やそのための調査に関して補助を行おうというものだと考えられる。景観法の国会審議もこれからという段階では、この推進費の骨格もまだ見えづらいつと言わなければならない。

従来、こうした地区に対しては、例えば重要伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業に対する文化庁の補助や古都保存法による歴史的風土特別保存地区に対する土地の公有化補助などが行われてきたほか、国庫によるモデル事業としては国土交通省の街なみ環境整備事業による民間の建築行為に対する景観整備の視点からの間接的な補助事業、歴史的な道すじを拡幅などの大幅な改変を伴わない伝統に則した整備を行う身近なみちづくり支援事業（旧歴史的環境整



町なみ環境整備事業による住宅修景
(鳥取県鹿野町：鳥取県HPより)

備街路事業、通称歴みち事業)などが行われてきた。また、電線の地下埋設に関しては3期にわたる電線類地中化計画および平成11年度からの新電線類地中化5カ年計画に基づいて、合計6000kmを超す電線類の地中化が進められてきている。

さらに、地方公共団体においても景観条例などの枠組みにおいて、景観上重要な建物の修理や修景に対する補助が行われてきた。

しかしながら、これらの事業はいずれも景観整備には関連しているものの、それぞれ独自の論理で補助事業メニューや採択基準が決められており、それが管轄の担当課別に進められ、総体としての景観整備の戦略が存在するとは言い難い状況だった。また、これらの事業は旧建設省や総理府、文化庁などの管轄であり、旧運輸省の管轄であった観光とは直接の接点を持つものではなかった。

それが国土交通省の誕生により、一応、観光と地域整備とは同じ傘のもとでの職務となり、都市観光のように両者の施策を融合する可能性が見えてきた。さらに昨年7月の「観光立国行動計画」の採択によって、国における観光施策の位置づけが格段に高まり、同計画の推進を担保する事業の有力なひとつとしてこの景観形成事業推進費が創設されたと言える。

景観形成の考え方

それではここで、「景観形成」を考えるとときの留意事項について考えてみよう。

まず重要なことは、観光立国のために景観形成をしようなどという短絡的なことを考えないこと。つまり、景観を整えるのは単に来訪者のためではなく、暮らしの場としてそれが重要だからである。もちろんそのこと

は地域のまちづくりに直結する。さらには観光的にも貴重な資源となるかもしれない。しかし、それは結果であって「景観形成事業推進」の目的であって本末転倒である。ここを踏まえることが「観光まちづくり」の基本なのである。

したがって依拠すべき計画は、基本的には景観法のもとで作成することになる法定の景観計画であるということになる。景観計画立案にあたっては、地域の景観資源を一から発掘し直すような作業も必要であるが、同時に観光の視点からの戦略的な整備も考慮しなければならぬ。それはまた、観光によって影響を受ける路線や駐車場のキヤパシティや回遊ルートの整備など、住み手以外の視点で見直すことも意味している。景観計画の構想を単なる町の美顔術、ビュートイフェイスジョンととらえるのではなく、より広い地域整備の課題としてとらえる必



旧歴史的環境整備街路事業による街路整備
(北海道函館市)



旧歴史的環境街路整備事業による街路整備
埼玉県川越市の「菓子屋横丁」
(提供：(財)国土技術研究センター)

とした地域整備に観光が加味されるのであって、逆ではないということである。

過去の蓄積を活かす

もうひとつ留意すべきなのは、こうした景観整備に

関わる補助事業はこれまで、旧建設省の事業を中心に種々実施されてきてお

り、その経験の蓄積は役所の建設部局にすでに存在し

ているということである。これ

まで行政の観光担当部局は観光事業者の支援やプロモーション

などのソフト事業が中心であり、地域整備などのハードとは

距離があったと言えるが、その距離を縮めるためにも建設部局

との連携が不可欠となる。

その際留意すべきなのは、建設サイドの補助事業は補助金を

支出することに関していかに公共性を担保するかという点にあ

るので、たとえそれが個人住宅のファサードの修景といった個人財産にかかる部分に対する支援であっても、その建物がある一定の景観上の協定を遵守しているとか、建物の増改築が許可制になっているといった、ある種の規制と裏腹の関係にあるということだ。

このことは個人所有の不動産に関わる補助事業にとって常に問われる問題である。したがって、今回の景観形成事業推進費においても、事業の公共性は、たんに観光業界が潤うというだけではなく、観光振興を通じて地域づくりがいかに効果的に進むかという点を説明する必要があると言える。

そのためにも、具体的な事業に先立って、広い視点に立った調査が行われる必要があるだろう。

もうひとつ、過去の蓄積を活かすという意味では、単なるハード事業ではなく、景観形成の

要がある。

そのことはさらに、一自治体の枠を越えて、より広域的な視点から地域の魅力をネットワーク化するにつながつていかなければいけない。法定の景観計画はいわゆる景観行政団体が管轄の地域内に限定して作成することになるので、広域的な視点はそのもも持ち得ない性格のものである。一方、観光行動は一連の動線の中で考える必要があ

る。その意味で、広域的な連携の意識を持った景観計画を考える必要がある。例えば琵琶湖や穴道湖周辺では湖の周囲を一体として考えないと意味がないだろう。また、富士山のすそ野周辺はこれも一体のものとして計画しないと、単なるぶつ切りの行政計画になってしまう。

しかし、そこでも留意しなければならぬのは、こうした広域的な景観計画は、風景を中心

ルールづくりを推進するという仕事がある。これも各地で独自に進められている建築協定や緑地協定、さらにはまちづくり協定などのルールづくりのこれまでの実践とその効力の拡張を検討する必要がある。今回の景観法の中でも新たに景観協定が法的に位置づけられる予定なので、この景観協定と連動する形で景観形成事業を構想する必要があるだろう。

いずれにしても200億円という巨大な事業の市場が突然出現するわけであるが、忘れてならないのは、補助金はえてして補助する側の論理で硬直化しやすいものであるという点である。採択基準や国や県の担当者の「指導」などいくつものバリアをクリアしていく内に地域が本来欲していたような地区固有のプロジェクトの色が失せていくということがありがちであ

る。これは補助金事業の宿命ともいうものである。

だからこそ、地方へ税源を委譲して、地域が自立して事業が構想できるようにしなければならぬのであって、いまだき新たな補助金をつくり上げて、その使い方を指南するような特集を組むようなことは本末転倒であると言わなければならない。

本誌の読者は決してそうしたことはないと思えるが、地域の欲する本来の声に従ってすなおに地元に耳を傾けると、必ずと行すべき施策も見えてくるはずである。また、そうでなければ本当の個性を持った施策とは言い難いだろう。ゆめゆめ景観形成事業推進費マニユアルなどというものが出てきて、またぞろ画一的な景観が形成されることのないように気をつけたいものである。